
知的財産（IP）金融活性化 総合対策

（仮訳）

2018. 12

金融委員会・特許庁

（仮訳：日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所）

本仮訳は、金融委員会で発表した「知的財産(IP)金融活性化総合対策(2018.12)」をジェットロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

http://www.fsc.go.kr/info/ntc_news_view.jsp?bbsid=BBS0030&page=4&sch1=&sword=&r_url=&menu=7210100&no=32842

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| I | 推進背景 | 1 |
| II | IP 金融推進状況及び問題点 | 2 |
| III | ビジョン及び推進戦略 | 13 |
| IV | 核心推進課題 | 15 |
| | 1. IP 担保・保証融資の活性化 | 15 |
| | 2. IP 投資の規模拡大 | 20 |
| | 3. 金融フレンドリーな IP 価値評価体系の構築 | 26 |
| | 4. IP 金融拡散のためのインフラ革新 | 32 |
| V | 期待効果 | 37 |
| VI | 推進日程 | 38 |

I. 推進背景

- 第四次産業革命時代には特許などの無形資産が国と企業の競争力を左右する
- 想像力・創造性を科学技術に取り入れる第四次産業革命時代には知的財産（IP：Intellectual Property）が経済成長の核心要素となっている
- 労働・資本などの有形資産より無形資産が企業の価値を決め、成長を主導する核心要因として位置づけられている
 - * S&P 500 企業価値の無形資産の割合：(1975) 17% → (1995) 68% → (2015) 84%
- 無形資産の割合が高いイノベーション企業は IP を基に資金調達を行う必要がある
- 韓国では不動産などの有形資産や信用度に基づいた融資が慣行となっているため、依然として技術集約型イノベーション企業は事業化のための資金調達が困難である
 - * 金融機関の中小企業への融資条件は不動産担保や信用度が中心となる
(95.7%、2017 年中小企業の金融利用と悩みの実態、中小企業中央会)
- 創業企業・スタートアップが流動性危機にさらされる 3~5 年目に企業の IP の価値を認めて資金調達が可能にする金融環境づくりが急務
 - * IP は財産権であるとともに、企業の成長に伴う価値上昇効果があるため、担保としての活用可能性が高い

□ イノベーション成長を支えるために IP 金融の活性化が必要な時期

「知的財産権など企業が保有する債権や各種動産、無体財産権などを担保に活用して企業が資金調達できるように、非不動産担保活性化方策をスピーディーに推進してほしい」
(国務会議での VIP の発言、2018. 3. 13)

- これまで特許庁は金融委と協力し、2013 年から IP 金融を施行してきたが、依然として優秀な IP を保有する中小・ベンチャー企業への資金提供は不十分である
- 政府は中小企業が円滑に資金調達できるように動産担保融資の活性化（*）を推進しており、これに合わせた IP 金融活性化総合対策を講じる必要がある
 - * 金融委は関係部処と合同で「動産金融活性化推進戦略」を発表（2018. 5. 23）

物的担保は十分でなくても優秀な技術力を持つイノベーション企業が IP 評価に基づいて事業化資金の提供を受け、イノベーション成長と雇用創出を牽引できるように、IP 金融を活性化させる必要がある

Ⅱ. IP 金融の推進状況及び問題点

1

IP 金融の推進状況



- IP 担保融資 ((2013) 148 億ウォン → (2015) 841 億ウォン → (2017) 866 億ウォン)
- (融資商品) 特許庁は都市銀行と業務提携 (MOU) を締結し、銀行の IP 担保融資商品の発売を支援
 - 産業銀行 (2013. 3～) が最初に IP 担保融資を実施し、続いて企業銀行 (2014. 4～)、国民銀行 (2015. 3～) も IP 担保融資を実施

< IP 担保融資の状況 (億ウォン) >

| 区分 | 2013 年 | 2014 年 | 2015 年 | 2016 年 | 2017 年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 産業 | 148 | 466 | 482 | 198 | 841 |
| 企業 | - | 631 | 302 | 2 | 25 |
| 国民 | - | - | 57 | 2 | - |
| 新韓・ウリ | - | 19 | - | - | - |

(優秀事例) 手術用医療用品の特許を担保に融資を受けた A 社

- ・ (支援) 特許価値評価に基づき、企業銀行から 10 億ウォンを貸し出す (2015)
- ・ (内容) 融資を基に新規製品の生産ラインを構築し、海外市場に進出する
- ・ (売上高) (2014) 13 億ウォン → (2016) 20 億ウォン

- (回収支援ファンド) IP 担保融資が焦げ付いた場合、ファンド・オブ・ファンズ (fund of funds) を活用して担保である IP を買い取る回収支援ファンドを造成し、銀行のリスク負担を軽減
 - * 産業銀行 (20 億ウォン、2013.9)、企業銀行 (50 億ウォン、2014.7、2016.10)、国民銀行 (30 億ウォン、2015.2)
- IP 保証融資 ((2013) 407 億ウォン → (2015) 738 億ウォン → (2017) 1,776 億ウォン)
- (保証商品) 特許庁は技術保証基金 (2006～)、信用保証基金 (2013～) と業務提携を結び、特許技術価値評価の連係保証を行う
 - * 技保 (技術保証基金)・信保 (信用保証基金) が特許権を担保に保証書を発行し、銀行が保証書に基づいて融資を行う

(優秀事例) 電子部品材料の特許を活用して保証融資を受けた H 社

- ・(背景) 2012 年に設立されたばかりの若い企業で商用化資金の確保に行き詰まっていた
- ・(支援) 信保から 1.52 億ウォンの保証書を発行してもらい、企業銀行から 1.6 億ウォンの融資を受ける (2015)
- ・(売上高) (2015) 7.5 億ウォン → (2017) 9.2 億ウォン

- IP 投資 ((2013) 183 億ウォン → (2015) 430 億ウォン → (2017) 1,037 億ウォン)
- (ファンド・オブ・ファンズの運用) ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントに投資し、特許技術事業化など政策的投資対象に主に投資する IP 投資ファンドを造成
 - (投資対象) IP 価値評価を行って優秀な IP を保有する中小・ベンチャー企業に投資、あるいは大学・公共研の IP 創出・活用プロジェクトに投資
 - (支援成果) 政府予算 1,600 億ウォンと回収金 1,997 億ウォンを基に、43 の投資組合 (ファンド) を結成して 1 兆 933 億ウォンの投資金を造成 (～2017 年)

＜特許アカウントへの出資状況 (単位：億ウォン) ＞

| 区分 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 計 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 政府 予算 | 550 | 550 | - | 330 | - | - | - | - | - | 170 | - | - | 200 | 1,800 |

- * 2006 年から 2017 年まで 602 社に計 8,774 億ウォンを投資。清算が完了した 13 のファンドの平均収益倍数は 1.25 倍、内部利益率 (IRR) は 5.7% と良好
- * 投資企業のうち 75 社が KOSDAQ・KONEX に上場し、M&A に成功
- * 投資後、雇用と売上高は投資前の 2 倍以上に増加 (44 社の調査結果)

(優秀事例) R社の寝具殺菌掃除機の特許技術に投資

⇒ 15億ウォン投資(2009)、70.8億ウォン回収(2015)(収益倍数4.7倍)

・(売上高) (2008) 211億ウォン → (2015) 1,099億ウォン(5.2倍)

・(雇用) (2008) 89人 → (2015) 240人(2.7倍)

○ (特許管理専門会社) 官民共同でインベンションキャピタルを造成、特許管理専門会社(ID会社)を設立(2011)し、IPプロジェクトなどに直接投資

* ID会社(Intellectual Discovery)はアイデアや特許を買い取ってIP Poolを構築し、ライセンス・売却などによって収益を生み出すIPビジネス活動を行う

- VR・ロボット・モノのインターネットなど、第四次産業の分野を含めて2,131件のIPを保有しており、韓国中小企業のIP紛争への対応・収益化を支援

(ID会社のIP収益化事例) コンピュータサーバーの特許技術(RAID)関連IPの流動化

・ETRI → ID会社(特許管理専門会社)専用実施権契約を締結

・グローバル企業とライセンスをめぐる訴訟を起こし、IBM、HPなどとライセンス合意

・4年間(2014~2017)で140億ウォン(ID会社55億ウォン、ETRI 45億ウォン)の収益を生み出した。今後、収入は増え続ける見通し

○ (IP専門投資機関) ID会社の資本金のうち、一部を出資してIP専門創業投資会社(2012、IDベンチャーズ(IDV))及び資産運用会社(2011、アイデアブリッジ(IB))を設立

* IP専門投資・運用を通じて多様なIP投資形態の開発及び収益化事例を発掘

(IBの優秀な投資事例) イヤホンの特許技術関連投資

・G社は優秀なIP(国内特許8件、海外特許4件)を保有しているにもかかわらず、創業初期にDeath Valley状態となり、自社株への投資誘致に失敗

・2015年IBが5億ウォンを投資

・2017年大企業から投資を誘致し、全額を返済(年5%収益)

○ (IP S&LB(*)投資) 不動産投資などに活用されるS&LB投資をIP投資モデルに導入・定着させ、成功の可能性を確認

* Sale & License Back: ファンドが企業のIPを買い取り、その後企業にライセンスを付与してロイヤリティを受け取り、満期が到来すると該当企業にIPを売却して投資元金を回収する投資方式

* S&LB投資実績: (アイデアブリッジ) 20件/845億ウォン、(ID会社) 11件/99億ウォン

- (S&LB 事例) IB が価値評価支援を受け、C 社の優秀 IP に投資
- ・モバイル生体認証センサーに関する国内外の特許（国内特許 107 件、海外特許 16 件）に S&LB 投資（投資金 125 億ウォン、2014）
 - ・営業赤字による資金調達難（2013） → 当期純利益の黒字転換、売上高約 1,500 億ウォン増加（2016）

- IP 金融インフラの拡充
 - （価値評価の支援）中小企業が IP 価値評価を基に資金調達できるように、評価費用の一部（50～90%）を特許庁が支援
 - * IP 価値評価は IP 金融だけでなく、現物出資、取引、事業妥当性の分析などにも活用
 - （価値評価機関）「発明振興法」に基づき、専門的な IP 価値評価機関を指定し、評価に対する金融業界の信頼度を確保
 - 評価機関を民間機関を中心に漸進的に拡大
 - * 価値評価機関（民間）数：(2015) 12 (2) → (2016) 13 (3) → (2017) 15 (5) → (2018) 18 (7)
 - 評価技法・優秀事例の分析・共有のための品質協議会を運営（四半期毎に）
 - * 発明振興会に品質管理チームを新設し、「評価品質管理指針」を策定
 - 評価の信頼度向上及び評価市場の活性化のために、産業部と協力して「発明の評価機関」として公認の鑑定機関を指定（2017）
 - （価値評価モデルの構築）金融機関のニーズに合った普及型、一般型、深層型などの多様な評価モデルの開発・普及（2016、2017）

＜ IP 価値評価モデル改編の推進状況 ＞

| 評価モデル | 用途 | 費用 | 所要期間 |
|-------|------|------------|------|
| 普及型 | 担保融資 | 500 万ウォン | 3 週 |
| 一般型 | 保証融資 | 650 万ウォン | 3 週 |
| 深層型 | 投資 | 1,500 万ウォン | 6 週 |

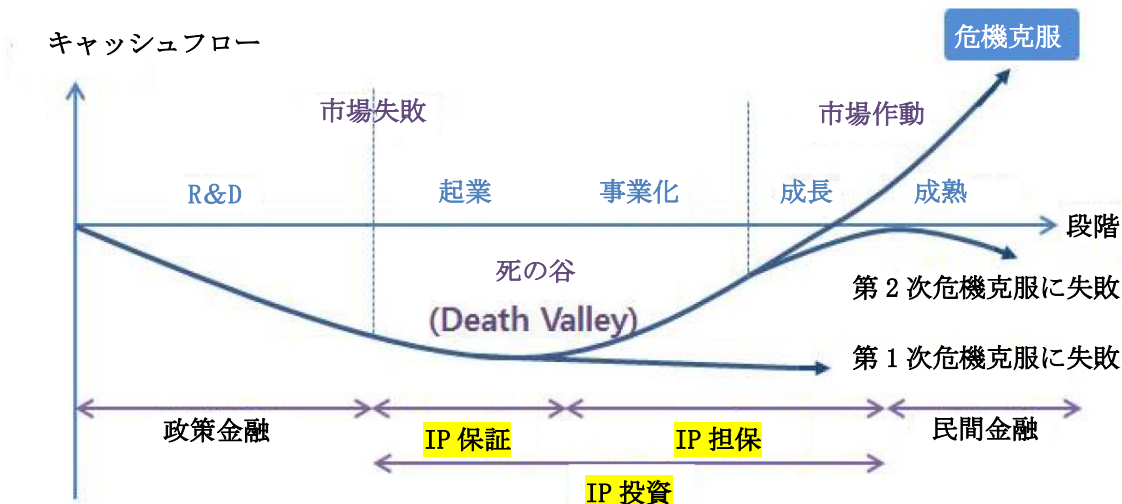
- （技術金融と連係）銀行の技術金融実績に IP 金融実績を反映し、技術信用評価時に SMART3（*）を活用するように、TDB（**）に連係
 - * 韓国・米国・欧州の特許を低コストで速かに評価するオンライン特許分析評価システム（2010～）
 - ** 金融機関の技術信用評価に必要な技術動向・市場情報を提供する技術情報 DB

- (IP 金融教育) IP 金融の手法・活用戦略、IP 価値評価の実務といった教育課程を運営し、銀行、投資機関などの金融機関の専門人材を育成

参考 1

IP 金融支援の内容と成果

< IP 金融の類型ごとの意義 >



< IP 価値評価と連係した金融支援 >

| 区分 | 価値評価支援対象 | 金融連係内容 | 協力機関 |
|---------|----------------------|--|----------------|
| IP 保証融資 | IP 事業化 初期企業 | 10 億ウォンを限度に保証 (1 件当たり 2~3 億ウォンの保証書発行) | 技保、信保 |
| IP 担保融資 | IP 事業化及び 売上発生企業 | 200 億ウォン (産業)、 10 億ウォン (企業、国民) 限度 (1 件当たり 5~20 億ウォン融資) | 産業銀行 企業銀行 国民銀行 |
| IP 投資 | IP 投資誘致企業 (初期企業~上場前) | 価値評価により、投資可否・規模を決定 (1 件当たり 10~50 億ウォン投資) | VC |

(成果) IP 金融支援企業の雇用及び売上増加

・(雇用) 支援企業のうち 57.5%が資金調達後に、新規雇用を創出

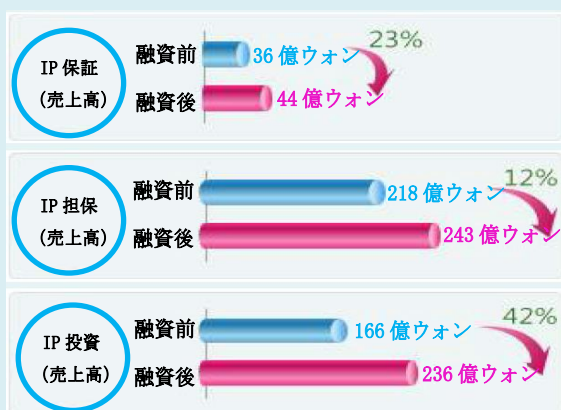
(企業当たり平均 6.5 人を雇用)

・(売上高) 支援を受けた企業の平均売上高は支援前後を比べると、16.5%増

- (IP 保証) 支援前年度の 36 億ウォンから、支援次年度には 44 億ウォンへ (23%増)

- (IP 担保) 支援前年度の 218 億ウォンから、支援次年度には 243 億ウォンへ (12%増)

- (IP 投資) 支援前年度の 166 億ウォンから、支援次年度には 236 億ウォンへ (42%増)



参考 2

IP 金融と技術金融の違い

- IP 金融
 - (概念) 特許権、商標権、デザイン権、著作権などの知的財産権を利用して資金を融通する一連の金融活動
 - (重要性) 中小・ベンチャー企業が不動産などの有形資産を十分に保有していない場合でも、知的財産の価値を認められれば事業化資金の調達が可能
 - (方式) 企業が保有する知的財産権 (IP) の価値・等級 (主に金額) について評価 (*) し、IP をベースに保証・融資・投資を行う
 - * 発明振興法に基づき、一定の要件を満たした発明評価機関 (18) で評価
 - * (保証) 技保・信保の保証書に基づく融資
(融資) IP を担保に銀行から融資
(投資) ベンチャーキャピタルが IP に直接投資するか、優秀な IP の保有企業に投資
- 技術金融との比較
 - (技術金融) 企業の技術力全般に対して評価し、信用等級の代わりに技術信用等級を算出 (*) してそれを基に信用融資を行う
 - * 金融委員会が指定する 5 つの TCB (Tech Credit Bureau) で評価
 - (技術金融との違い) 知的財産権は登録・取引可能な財産権で、技術に比べて情報非対称性と不確実性が緩和されるという長所がある
 - * 「動産・債権などの担保に関する法律」が施行され (2012)、知的財産権の担保性が認められ (質権設定可能)、金融手段として活用される余地が大きい

< 技術金融 vs IP 金融 >

| 区分 | 所管部処 | 評価項目 | 評価期間 | 評価機関 | 評価費用 |
|-------|------|---------|--------|--------------|---------------------------------|
| 技術金融 | 金融委 | 技術信用等級 | 5~10 日 | TCB 機関 (5) | 50~75 万ウォン |
| IP 金融 | 特許庁 | IP 価値評価 | 3~6 週 | 発明の評価機関 (18) | 500~1500 万ウォン (特許庁で 一部支援) |

- (米国) 民間中心の多様な IP 投資金融モデル活性化
- IP の創出・活用を支援する VC 投資が増加傾向 (2017、719 億ドル) にあり、ファンド・NPE (*) が主導する IP 訴訟、売却、M&A などの投資金融モデルが発達
 - * NPE (Non Practicing Entity) : 製品を生産・販売せず、特許創出・取引・ライセンスなどで収益を出す会社で、特許管理専門会社ともいう
- IP を基礎資産として流動化する IP 証券化市場が 1990 年代から成長し、IP 担保融資は企業が保有する資産全体を担保として融資する際に積極的に活用
 - * 米国での IP 担保融資件数 (2011~2016 年) : 947,907 件 (2017、IP CloseUp)
 - * 1990 年代に登録された米国特許の 20%程度が 2012 年まで一回以上、担保に活用された (William Mann、2015)
- (中国) 政府主導の IP 担保融資市場の急成長
- 2008 年、国家知識産権局 (SIPO) 主導の下、知的財産権を担保に融資するモデルプログラムを発表し、それ以来持続的に規模が成長
 - * 中国の IP 担保融資 (兆ウォン) : (2013) 4.3 → (2014) 8.3 → (2015) 9.5 → (2016) 7.4 → (2017) 12.3
- 地方政府ごとに別途の IP 担保融資支援政策 (利子割引、融資損失補助、評価費用支援、担保費用支援など) を施行
 - * 各地方政府に知的財産取引所を設立し、知的財産権担保融資を後押し

< 中国と韓国の政府支援比較 >

| 政府支援 | 中国 | 韓国 |
|----------|----|----|
| 価値評価費用支援 | ○ | ○ |
| 融資損失補助 | ○ | × |
| 融資利子割引 | ○ | × |
| 担保費用支援 | ○ | × |

- (欧州) 政府主導型ベンチャーキャピタルファンドの造成
- EIB (欧州投資銀行) と欧州連合の加盟国が出資して EIF (欧州投資基金) を作り、創業・ベンチャー企業に対して資金調達

- フランス政府が投資した国富ファンドである Brevet ファンドは、中小企業と大学の優秀な IP に対して発掘・取引・ライセンスを行い、収益化を推進

- 担保 IP に対する回収リスク管理が脆弱
- IP 取引市場の成熟度の低さ、IP の価値変動といった無形資産の内在的リスクにより、回収可能性が低いため、金融機関が IP 担保融資を取り扱わない傾向がある
 - * ウリ・新韓銀行は一時（2014）だけ IP 担保融資を施行（現在は産業・企業・国民銀行）
- 回収支援ファンドを造成することで銀行のリスクを軽減させているが、焦げ付き時の担保 IP 価値下落や再売却市場の不在により、融資金額の回収が困難
 - 銀行は、焦げ付き時に担保 IP に対する回収支援ファンドの買取可否・価格を予測できないため、信用リスク管理が不可能
 - * 回収支援ファンドは担保 IP の収益化が困難なため、IP 買取に消極的（収益化事例なし）

→ 回収支援プロセスを改善して、銀行ごとの特性に合ったリスク軽減商品の設計を支援して、IP 担保融資に積極的に参加する動機を提供

- 不十分な IP 投資及び民間資金の投資参加
- ベンチャー企業は必要資金の供給をスムーズに受けるために、IP 融資だけでなく IP 投資を望んでいるが、IP 金融に占める IP 投資の割合は 21.9%に過ぎない
 - * IP 融資は IP 投資に比べ、資金規模及び返済期間などが限られている
 - * 直近 5 年間、融資型は 8,691 億ウォン（IP 保証・担保融資）、投資型は 2,440 億ウォン（IP 投資）
- ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントの新規出資件数が少なく（*）、民間資金の参加を誘引する多様な投資手法及び成功事例の創出が不十分
 - * ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントは小規模で間欠的（12 年間、5 回にかけて 1,800 億ウォンしか出資していない）

→ ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントを通じた投資を持続的に拡大し、IP 投資の成功事例を発掘・伝播し、民間金融機関の参加を誘引

- 金融機関の IP 価値評価への信頼性不足
- 不十分な客観的評価基準、評価機関の専門性不足などにより、IP 価値評価の結果に対する金融・投資機関の否定的認識が広まる
 - * 多様な評価モデルの不在、評価事例の蓄積・共有の不十分さ、チェック体系の脆弱さ、IP 価値の反映が適正でない事例など
- 価値評価の所要費用や期間が銀行や企業にとって負担となっており、これを軽減させるための政府支援が不十分
 - * IP 担保融資のための価値評価費用は 500 万ウォンで（特許庁 50% 支援）、評価期間は約 3~6 週を要する
- 金融機関自らの価値評価力が不足しており、公共評価機関への依存度が高いため、民間中心の価値評価市場を育成することが難しい
 - * 独自の価値評価力を持つ金融機関は技保、産銀のみで、公信力に依存する傾向があるため、発明振興会や技保などの公共機関による評価が好まれる

→ 金融機関の IP 価値評価力強化、IP 価値評価モデルの改善、価値評価費用の支援拡大などを行い、金融フレンドリーな価値評価インフラを構築

- IP 金融拡散のための法制度・インフラの不備
- IP 金融のユーザビリティ、活用度などを阻害する規制が存在し、金融機関の IP 金融を促進するための制度的装置が不十分
 - * IP 金融の対象が国内で登録済みの特許に限られるため、イノベーション型創業企業・スタートアップの、出願中又は海外で登録した特許に対する融資・投資が困難
- IP 金融の需要・供給機関間のコミュニケーション・協力のためのネットワーク不在により体系的な IP 金融推進が進まず、IP 金融に対する認識も向上しない

→ IP 融資・投資を促進するように制度・規定を改善・補完し、関係機関間の有機的協力関係を構築し、IP 金融の活性化基盤を構築

Ⅲ. ビジョン及び推進戦略

1

ビジョン体系

ビジョン

韓国経済のイノベーション成長及び雇用創出の牽引

推進方向

民間主導の IP 金融市場の定着

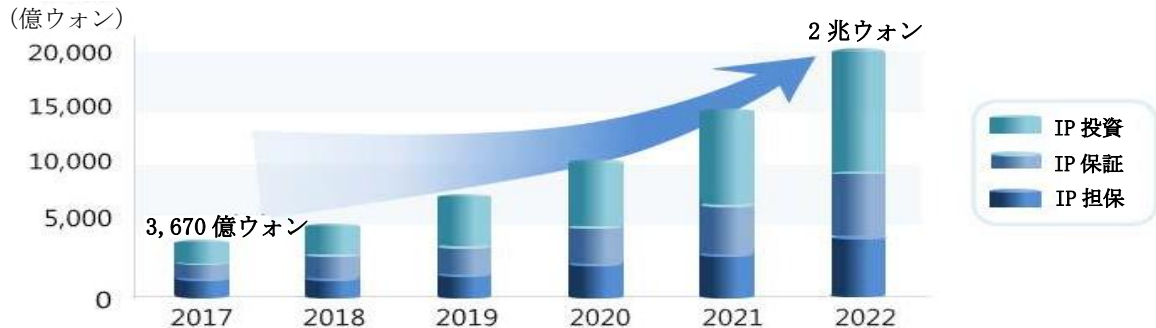
目 標

2022 年までに IP 金融を 2 兆ウォン規模に成長

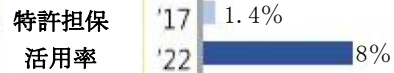
| 推進戦略 | 重点推進課題 |
|---------------------------|---|
| 1. IP 担保・保証融資の活性化 | <ol style="list-style-type: none">1. IP 担保融資取扱銀行の拡大及び商品の多様化2. IP 保証融資の拡大3. IP 担保融資の回収支援構造の改善4. IP 担保の利便性向上 |
| 2. IP 投資の規模拡大 | <ol style="list-style-type: none">1. 政策資金の IP 投資拡大2. IP 投資の高度化及び多様化3. IP 資産流動化証券への投資4. IP 投資促進のための規制緩和 |
| 3. 金融フレンドリーな IP 価値評価体系の構築 | <ol style="list-style-type: none">1. 需要型価値評価モデルの提供2. IP 価値評価の費用支援拡大3. 価値評価の信頼度向上4. 民間中心の IP 評価市場の育成 |
| 4. IP 金融拡散のためのインフラ革新 | <ol style="list-style-type: none">1. 技術金融との関係強化2. IP 金融の専門人材育成3. IP 支援事業との関係強化4. 参加機関間の協業及び広報の強化 |

2

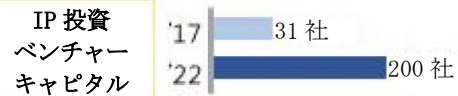
推進戦略及び主要目標



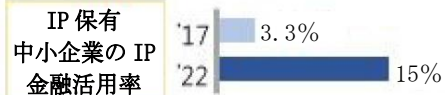
1. IP 担保・保証融資の活性化



2. IP 投資の規模拡大



3. 金融フレンドリーな IP 価値評価体系の構築



4. IP 金融拡散のためのインフラ革新



◆期待効果

- ・ 2022 年までの 5 年間で 9,400 人の雇用創出
- ・ IP 金融支援企業：(2017) 654 社 → (2022) 2,960 社

IV. 核心推進課題

1

IP 担保・保証融資の活性化

1

IP 担保融資取扱銀行の拡大及び商品の多様化

□現状及び問題点

- 産業・企業銀行など一部の国策銀行のみ IP 担保融資を実施
 - * IP 担保融資の実績（2017）：産業銀行（841 億ウォン）、企業銀行（25 億ウォン）
- 金融コストの高さや融資限度の低さなどに悩む中小企業に融資金利・限度をさらに優遇する IP 融資商品が必要

＜現場の声＞

中小企業は「不動産などの担保を要求される（35.7%）」ことだけでなく、「高金利（44.2%）」、「低い融資限度（15.5%）」などを、資金調達がうまく行かない理由に挙げた。（2017 年、中小企業実態調査結果）

□改善策

- （取扱銀行の拡大）特許庁 - 金融機関間の業務提携を持続的に推進し、全銀行で IP 担保融資商品を発売するように支援（2019～）
- （商品の多様化）融資金利・限度など多様な優遇商品の発売（2019～）
 - （金利優遇）不動産担保融資や信用融資の際、IP 担保評価額を融資条件に追加反映する金利及び限度優遇商品の新規発売を支援
 - （簡易評価の活用）迅速な IP 価値等級算定が可能な特許分析評価システム（SMART3 など）の結果を活用した融資条件優遇商品を導入

＜IP 融資取扱機関・商品の多様化（案）＞

| | 現行 | | 改善 |
|------|--------------------------------|---|-----------------------------------|
| 銀行 | 産業・企業・国民銀行 | → | すべての都市銀行 |
| 融資商品 | IP を担保にして資金調達の機会を提供する手段としてのみ活用 | | IP 価値を信用度の補強、融資金利・限度など融資条件の優遇にも活用 |
| 価値評価 | 価値評価機関の評価結果のみに活用 | | SMART3 など特許価値評価システムの簡易評価結果も活用 |

2 IP 保証融資の拡大

□現状及び問題点

- 信保・技保は特許価値を評価して保証を提供する特許技術価値連係保証制度を運営
 - 信保・技保の保証書に基づいて融資する銀行が限られており、信保は IP を担保にして保証書を発行する商品の実績が少ない
 - 信保は SMART3（特許評価システム）による企業の保有特許の特定等級が（B）以上であれば、IP 担保なしで保証書（平均：1.6 億ウォン）を発行する商品を運用
 - * IP 保証融資取扱銀行は企業・新韓・国民・ウリ・大邱銀行に限られている

< IP 保証融資の実績（2017） >

| 区分 | | 実績 |
|----|-----------|------------|
| 技保 | IP 価値評価 | 698 億ウォン |
| 信保 | IP 価値評価 | 23 億ウォン |
| | SMART3 評価 | 1,055 億ウォン |

□改善策

- （保証優遇の強化）保証比率を高めて融資金利を引き下げる IP 優遇保証商品を新規導入・発売
 - * 特許庁・保証機関・銀行間で業務提携を締結し、新規 IP 保証商品を発売する計画（2019）
 - =>従来の保証商品より保証比率（90～95%→95～100%）と融資金利（0.5%割引）を優遇
- （担保・保証の結合）銀行と保証機関が協力し、価値評価金額以内で特許権と保証書を担保にした融資限度優遇商品を導入
 - * 例示：IP 担保融資 5 億ウォン（価値評価金額 10 億ウォン）を受けた企業が信保から保証提供を受けると、2.5 億ウォン（融資金額の 50%）の追加借り入れが可能
- （保証融資取扱銀行の拡大）信保・技保が新規商品を導入し、IP 保証書に基づいて融資する都市銀行を拡大

< IP 融資取扱機関・商品の多様化（案） >

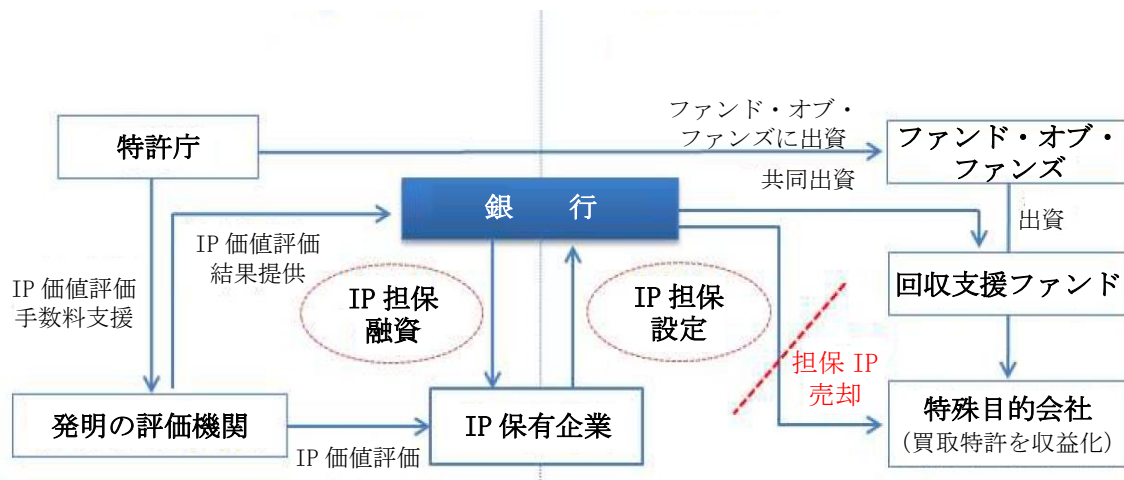
| | | |
|-----------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 優遇保証 担保・ 保証協約融資 | 現行 | 改善 |
| | 保証比率 90～95% 融資金利は優遇しない | 保証比率 95～100% 融資金利約 0.5%割引優遇 |
| | IP 担保、又は保証単独商品 | IP 担保・保証の結合商品 |

3 IP 担保融資の回収支援構造の改善

□現状及び問題点

- 金融機関は不動産のような安定した担保融資を好み、回収リスクが高い IP 担保融資を避ける
- 焦げ付いた場合に担保 IP を買い取るファンド・オブ・ファンズの特許アカウントを通じた回収支援ファンドを運営しているが、不良債権の回収支援の役割は不十分
 - 2013～2017 年まで計 4 つのファンドを造成（IP 買取約定額：100 億ウォン）したが、実際の担保 IP 買取額は 35.3 億ウォンにとどまる
 - 回収支援ファンドの買取価格を予測できず、買取金額が融資金額を大幅に下回るため、銀行はリスク管理ができない
 - * ファンドは担保 IP 買取時点で IP 価値を再評価し、買取価格を決定
 - 回収支援ファンドは買取後、収益化が難しいため積極的買取を避ける
 - * 回収支援ファンドが買い取った担保 IP を売却して収益化した事例はなし

＜従来の IP 回収支援ファンドの構造＞



- IP 担保融資を拡大するために回収支援構造の改善が急務

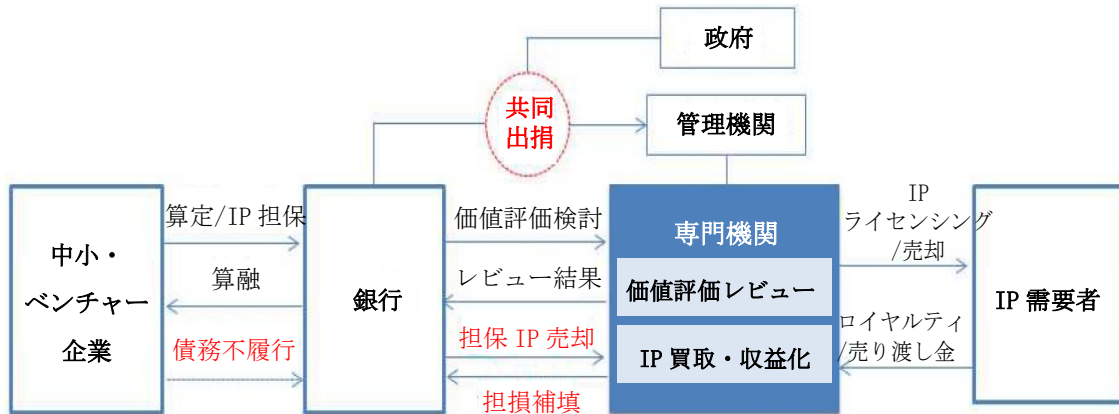
＜現場の声＞

- ・焦げ付き時の IP 回収支援ファンドの買取可否や金額が予測できないため、銀行及び政府の共同出捐による IP 回収支援機構を設立する必要がある（2018 年 2 月、A 銀行）
- ・銀行は IP 担保融資活性化のために、政府が不良債権の担保 IP を買い取ることで、銀行のリスクを軽減させる方策の必要性に積極的に共感（2018 年 4 月、銀行業界との IP 金融協議会）

□改善策

- （回収支援事業） 焦げ付いた場合に銀行の損失を補填するために特許管理専門会社などを活用して回収支援システムを導入・運営（2019～）
 - （法的根拠） 発明振興法に回収支援事業の法的根拠を追加（2019）
 - * 発明振興法改正案を発議（2018年9月）→ 国会本会議で議決（2019年3月）→ 改正法公布（2019年4月）
 - （損失補填） 政府・銀行が共同出捐した回収専門機関が不良債権の担保 IP を買い取り、銀行の損失を最大 50%まで補填
 - （政府出捐） 特許庁は IP 担保融資実行の予想件数などを考慮し、政府出捐金の予算確保を推進（2019～）
 - * 担保 IP の件数、貸倒率、政府出捐の比率、損失補填率などを考慮し、政府出捐金の規模を決定
 - * 初年度は銀行より政府出捐の比率（70%）を高くして銀行の参加を促し、その後、年ごとに出捐率を引き下げる
 - （IP 収益化） 海外の IP を中心に担保融資の実施を誘導し、IP 投資ファンド・IP 取引機関など関連機関との収益化のための協力を強化
 - * 価値評価において国内外の特許ファミリーを確認し、特許パッケージを価値算定及び担保に設定することで、担保力確保及び収益化の可能性を高める

<回収支援システム構造（案）>



- （回収支援ファンド） 銀行ごとの回収支援ファンド造成は控え、ファンド・オブ・ファンズの IP 投資ファンドが回収専門機関の有望な IP を買い取る方式へ改善
 - * 現在、運営中の回収支援ファンドは資金がなくなるまで運営

4 IP 担保の利便性向上

□現状及び問題点

- IP 担保融資は不動産担保設定に比べて質権設定にかかる処理期間が長いため、銀行などの金融機関は IP 質権設定の迅速化を要求
- 質権設定された特許権に対して専用実施権などの権利変動が発生しても銀行がリアルタイムで確認することが困難
- 質権実行、S&LB 投資などにより、中小企業の特許権が金融・投資機関に移転された場合、特許登録料によって金融機関の負担が増す
 - * 個人、中小企業には 4~20 年分の特許（登録）料の 50%割引という特典があるが、銀行など金融機関は特許（登録）料の減免対象とならない
- IP 担保融資に対する銀行業界の統一された運用指針がない上、銀行ごとに IP 担保融資運用に対する経験及び理解度が異なる

□改善策

- （質権設定期間）融資対象の特許に対する質権設定方式審査の処理期間短縮（2018 年下半期）
- （権利変動通知）質権設定された特許権に対する専用実施権が付与されるなど、権利変動が発生すれば、銀行など担保権者に通知するサービスを提供（2019）
 - 銀行が企業に異議を申し立てられるように実施登録申請を受け付けると直ちに通知
- （特許登録料の減免）質権の実行などにより特許権が移転される場合（企業→銀行）、中小企業の減免特典（50%減免）を同一に適用（2019）
- （IP 担保融資標準内規）銀行共同の「動産担保融資取扱ガイドライン」に IP 担保融資取扱規定・手続きを反映して標準内規を設ける（2019）

<IP 担保の利便性向上>

| | 現行 | 改善 |
|----------|-------|-------------------|
| 質権設定期間 | 3~7 日 | 平均 2 日 |
| 権利変動通知 | なし | 担保権者に自動通知 |
| 特許登録料の減免 | なし | 50%減免 |
| 標準内規 | なし | 動産担保融資取扱ガイドラインに反映 |

2

IP 投資の規模拡大

1 政策資金の IP 投資拡大

□現状及び問題点

- 技術革新型初期企業に対する IP 金融はハイリスク・ハイリターンという特性から投資に適しているが、現 IP 金融は融資中心である
 - 全体 IP 金融実績のうち IP 保証担保融資が占める割合は 71.7%
 - * 2017 年 IP 金融実績 (計 3,679 億ウォン) : IP 保証 1,776、IP 担保 866、IP 投資 1,037
- 中小ベンチャー企業の成長を支援するために中小・ベンチャー企業部、金融委などによって政策ファンドが造成されているが IP 価値に基づいた投資は不十分
 - * IP 価値評価を基に投資を行うファンド・オブ・ファンズの特許アカウントファンドの新規出資は低調

□改善策

- (ファンド・オブ・ファンズの特許アカウント) 新規出資の政府予算を安定的に確保・出資 (2019~2022 年) して政策資金による IP 投資を漸進的に拡大 (2019、100 億)
 - 特許アカウント造成ファンドの優先損失充当を拡大し、基準収益率を低くして民間参加を誘引
 - * ファンド・オブ・ファンズの基準収益率を既存の 5%から 0~3%に緩和
 - IP 創出保護活用支援など IP 直接投資を強化して先導的な IP 基盤投資事例を創出
- (IP ファンド造成に協力) 特許庁 (ファンド・オブ・ファンズ特許アカウント) と成長金融 (成長はしごファンド) が共同で技術金融ファンドを作るなど政策ファンド間の連携を強化 (2019~)
 - (ファンド規模) 4 年間 (2019~2022) で 5,000 億規模を造成
 - * 成長金融 2,000 億ウォン、ファンド・オブ・ファンズ 500 億ウォン、民間 2,500 億出資
 - (投資対象) 優秀な IP を保有するスタートアップベンチャー企業、IP 直接投資
 - * 公認を受けた発明評価機関の IP 価値評価を経て投資

2 IP 投資の高度化及び多様化

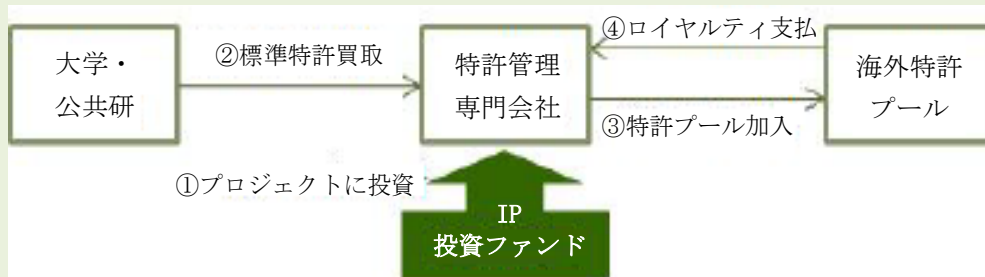
□現状及び問題点

- 投資機関は従来の中小企業に対する出資型の投資(株式を保有)に偏りがちなため、IP プロジェクト及び IP サービス業に対する投資が不十分
 - 特許アカウントの投資額 8,774 億ウォン (2006~2017) のうち、IP プロジェクト投資額は 224 億ウォン (2.5%水準) であり、IP サービス企業投資額は 406 億ウォン (9 社、4%水準)
 - * IP プロジェクト投資：企業に出資するのではなく、大学・公共研・中小企業の IP を創出・買取・活用するための収益化事業に投資する方法
 - * IP サービス企業：特許管理専門会社 (ID 会社、韓国特許投資など)、IP サービス企業 (WIPS など)

(IP プロジェクト投資の事例) 次世代動画コーデック技術特許を買収、ポートフォリオ構築・収益化

- ・ (収益) (2016) 30 億ウォン投資 → (2018) 36.4 億ウォン回収、収益率 10.4%
- ・ (標準特許) (2016) 9 件 → (2018) 35 件 (3.9 倍)
- ・ (ライセンス企業) (2016) 76 社 → (2018) 199 社 (2.6 倍)

<IP プロジェクト投資の構造>



- 現在 IP 金融は特許を中心に活性化されており、商標・デザイン権を活用した IP 金融はまだ低調なのが現状
 - * 商標権は特許権に比べて無効になる可能性が低い上、陳腐化 (obsolescence) するリスクが低いため、IP 金融の手段として活用される余地が多い

<現場の声>

- ・ 中小企業の 68%が商標・デザイン権を活用した資金調達を希望しており、特許ベースの IP 金融を実施している融資・投資機関の 84%が商標権などに投資する意志がある (2017 年商標・デザイン権など IP 金融拡大策研究サービスに関するアンケートの結果)

□改善策

- （プロジェクトへの投資） IP 買取・高度化・訴訟などに投資した後、売却、交渉・ライセンスなどによって収益を生み出す IP プロジェクトへの投資を強化
 - * 毎年、IP 出願支援ファンド（2018、20 億ウォン）、海外 IP 収益化ファンド（2019、50 億ウォン）などを造成

- （IP サービス業への投資） IP 発掘・取引を促進する特許管理専門会社など、IP サービス企業に対する投資を拡大
 - 優秀な IP を創出・選別、強化後、登録、取引・収益化を主な事業モデルにする特許管理専門会社に対する投資を持続（*）
 - * ファンド・オブ・ファンズを通じて、180 億ウォンを投資（2016～2017 年 60 億ウォン、2018～2020 年 120 億ウォン）
 - 海外に進出する IP サービス企業、スタートアップの IP 経営を支援する IP 創業企画企業（Accelerator）などへの投資を推進

- （S&LB）投資型 IP 金融により、IP S&LB 及びメザニン（Mezzanine）（*）投資モデルを拡散
 - * 債権・株式の性格を同時に持つ転換社債（CB）、新株引受権付社債（BW）に投資
 - 企業は自社株保有率の低下を最小限に抑えると同時に必要資金を確保し、投資機関は S&LB とメザニンを並行投資することで、安定性と収益性を確保
 - 中小企業の後続特許開発を支援し、該当特許も投資対象に含める
 - * IP 直接投資ファンド造成（2019 年上半期）：260 億ウォン規模（S&LB 80 億以上）
 - （商標・デザイン権への投資）S&LB の投資対象に中小・ベンチャー企業の商標・デザイン権を含め、IP 金融の対象を拡大
 - * 商標・デザイン権に投資する 15 億規模の IP ファンドを造成（2019 年上半期）

< IP 投資方式・手法の改善 >

| | 現行 | 改善 |
|-----------|----------------|-----------------------------------|
| 投資方式 | 株式保有型の投資 中心 | IP プロジェクトへの投資拡大 IP S&LB モデルの拡散 |
| 投資対象企業 | 製造業中心 | IP サービス業に拡大 |
| 投資対象知的財産権 | 特許権中心 | 商標・デザイン権に拡大 |

3 IP 資産流動化証券への投資

□現状及び問題点

- 米国などでは特許権・商標権・著作権などのロイヤリティを裏付けにする IP の流動化が活性化
 - 民間資金の IP 金融エコシステムへの流入を促進するために IP 資産の流動化を推進する必要がある
- 2003 年「資産流動化に関する法律」が改正され、資産流動化の対象に特許権といった無体財産権が含まれたが、IP 流動化証券の発行事例は少ない
 - * キャッシュフローの不確実性、取引費用などの IP の特性上、流動化が困難

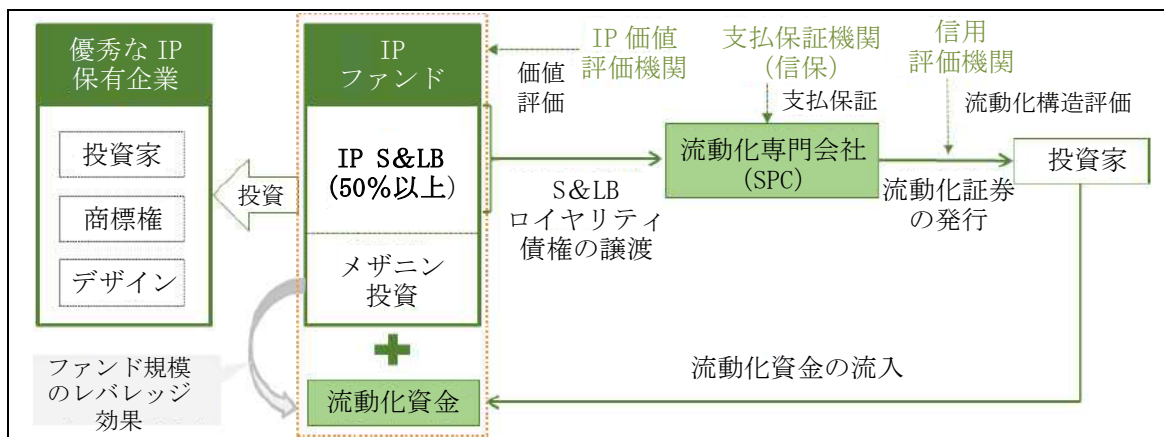
(流動化事例)

- ・ (国内) 産業銀行の「WABAR」の商標権、E-LAND (イーランド) 社の商標権ロイヤリティを裏付けにする証券の発行など
- ・ (米国) イェール大学は HIV 感染症治療薬の特許を信託会社に譲渡 → 信託会社は製薬会社とライセンスを締結し、ロイヤリティを裏付けにする証券を発行 → 収益をイェール大学に支払う

□改善策

- ファンド・オブ・ファンズ (特許アカウント) で IP 流動化証券投資ファンドのモデル事業を推進 (2019～)
 - * 200 億規模の S&LB 投資ファンドを造成し、30 億規模の流動化証券を発行 (2019～2021)
 - 信用度の高い S&LB のロイヤリティ債権を基礎資産として流動化証券を発行
 - 信保など保証機関の流動化証券に対する支払保証でリスクを軽減

< IP 流動化証券の投資構造 >



* 投資家の証券流動化資金が IP ファンドに追加出資され、ファンド規模のレバレッジ効果を創出

○ モデル事業の成果を分析し、参加主体、構造などを多様化して本格的に拡散（2021～）

4 IP 投資促進のための規制緩和

□現状及び問題点

- 現行の特許法、商標法などでは、法人でない VC ファンドは IP の直接所有ができない
 - * 法人でない VC ファンドが IP を所有するための代案 (SPC 設立、運用会社の名義所有、組合員による共同所有など) はあるが、収益性や効率性が低下
- IP 価値評価の支援対象が登録特許に限られており、出願中の特許を保有する創業初期企業に対して迅速な時期に投資することが困難
- VC ファンドのプロジェクト投資対象関連の規定が明確でない
 - * 「創業投資会社などの登録及び管理規定」のプロジェクト投資対象には「発明振興法に基づく産業財産権の創出・買取・活用」と規定されており、海外 IP に対する投資の許容可否が不明確

□改善策

- (VC ファンドの IP 所有) 法人でない投資組合の特許・商標・デザイン権など産業財産権の直接買取を許容するよう、関連法を改正 (2019)
- (出願中の特許への投資) 有望な技術を持つスタートアップに対する投資活性化のために出願中の特許に対しても価値評価報告書を提供し、費用を支援 (2019)
 - * 価値評価支援対象に出願中の特許も含めるよう、発明振興法を改正 (2019)
- (プロジェクト投資) IP プロジェクト投資関連の規定を明確に改正し、創造的投資が可能になるよう、持続的に規制緩和を推進 (2019～)
 - * VC 登録及び管理規定のプロジェクト投資対象に海外特許を含めるように改善

< IP 投資の阻害規定の改善 >

| | | | |
|-------------|--------|---|-------------|
| | 現行 | | 改善 |
| VC の特許所有 | 不可 | | 許容 |
| 評価支援対象 | 登録国内特許 | → | 出願/登録国内外の特許 |
| IP プロジェクト投資 | 国内特許 | | 国内外の特許 |

1 需要型価値評価モデルの提供

□現状及び問題点

- 普及型、一般型など定形化された価値評価モデルが活用されているが、価値評価の所要期間と費用が金融機関及び企業に負担となっている
 - * 普及型（500 万ウォン、3 週間）、一般型（650 万ウォン、3 週間）、深層型（1,500 万ウォン、6 週間）
- 近年、IP 金融が拡大する中で、金融機関は用途ごとの多様な評価モデル及び評価の簡素化を求める傾向にある

□改善策

- （評価のモジュール化） IP 評価要素のうち、金融機関の需要に合わせて一部の項目についてのみ評価できるよう、価値評価をモジュール化する（2019）
 - IP 価値評価項目をモジュール化し、金融機関の選択内容に合わせて評価報告書の作成ができる柔軟な体系に改善
 - * （現行）評価項目である技術性・権利性・市場性・事業性などを全て評価し提供
 - （改善）権利性、又は技術性・権利性など、希望する評価項目のみの提供が可能
- （略式型導入）評価機関に指定された銀行などの金融機関が該当機関での融資用にのみ活用する場合、「略式型価値評価」を許容する（2019）
 - * 独自の評価力がある金融機関については、核心評価要素だけで構成された略式型モデルを導入すれば、評価費用・期間を軽減することができる
 - * 中長期的には、略式型価値評価運用対象を小額融資や信用度結合商品などに拡大

< IP 価値評価モデルの改編（案） >

| 現行（定形化） | | 改善（多角化） | |
|---------|-----------------|---------------------|--|
| 類 型 | - | 略式型（200～300 万ウォン）導入 | |
| | 普及型（500 万ウォン） | 普及型（500 万ウォン） | 金融機関の申請に従い、 項目別の評価を提供 （モジュール化の例示） 権利性、技術性+権利性など |
| | 一般型（650 万ウォン） | - | |
| | 深層型（1,500 万ウォン） | 深層型（1,500 万ウォン） | |

2 IP 価値評価の費用支援拡大

□現状及び問題点

- IP 金融を必要とする優秀な IP 保有企業は多いが、価値評価費用支援には制限があるため、IP 金融拡散のネックとなっている
 - * 特許を保有する 5 万 6 千社の中小企業のうち、価値評価支援を受けた企業は約 1,857 社と、全体に占める割合は 3.3%に過ぎない（直近 4 年間）
- 価値評価に対する政府支援の割合が評価モデルによって異なり、IP 担保融資評価に対する支援比率が低いため、銀行業界の費用負担が重い
 - * 支援比率：普及型（融資、500 万ウォン）50%、一般型（保証、650 万ウォン）77%、深層型（投資、1,500 万ウォン）90%
 - * 深層型は中小企業が主に申請するため、企業の負担軽減のために政府支援の比率を高く設定したが、価値評価支援体系の混乱や、評価結果の歪曲を生むことなどが憂慮される
- 評価費用支援対象が国内特許に限られており、海外特許を保有する輸出型イノベーション企業はむしろ IP を活用した資金調達が困難

□改善策

- （支援規模）優秀な IP を保有する中小・ベンチャー企業の増加、IP に投資・融資する金融機関の拡大などに伴う IP 金融の需要増加に対応するために、価値評価支援の拡大を推進

< IP 価値評価支援計画（案） >

| 年度 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|----------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| IP 価値評価支援件数（件） | 741 | 1,090 | 1,600 | 2,370 | 2,960 |
| IP 金融関係額（億ウォン） | 4,500 | 7,000 | 10,000 | 15,000 | 20,000 |

- （支援比率）IP 金融の種類によって差がある価値評価支援の割合を一致させ、公平性を高めて、銀行の負担軽減を図る（2020）
 - * 深層型（投資）の支援比率は下げ、普及型（融資）の支援比率は上げる
- （海外特許など支援）韓国企業が保有する海外特許を活用して融資・投資を行う場合、価値評価費用支援が可能になるよう、関連規定を改正（2018 年下半期）

- * グローバル企業育成のために、初期中堅企業に対して評価費用を支援（支援率 50%）
- * 発明振興事業運用要領（告示）に支援範囲、支援率などを反映するように改正

3 価値評価の信頼度向上

□現状及び問題点

- IP 価値評価モデルに市場要素（取引の頻度、ロイヤリティ水準など）が反映されておらず、現実とかけ離れた結果となり、信頼性が欠如している

＜現場の声＞

・ IP の価値は、企業の売上成長によって特許が創出する経済利益を基準に評価されるが、担保融資の場合、市場での IP の回収価値を反映する必要がある（2018年3月 IP 金融協議会）

- IP 投資の場合、価値評価の依頼及び費用負担の主体（*）は主に企業となるため、IP 価値を過大に算定する傾向がある
 - * IP 融資は銀行が評価費用を負担する一方、IP 投資は申請企業が負担するため、企業の利害関係が反映される余地がある
- 評価品質管理活動は事後点検の形で主に類似事例の再発防止を目的に行われるため、事前予防のための体系的な品質管理の強化が必要

□改善策

- （市場要素）技術分野ごとの取引の活性度（*）を評価する、又は IP 市場の専門家の参加を誘導して市場要素の反映を強化し、関連 DB を構築（2019）
 - * IP 紛争・ライセンス・取引の頻度、ロイヤリティ率、出願増加率など
- （利害関係の排除）公正な評価が行われるよう、投資関連価値評価の依頼主体を企業から投資機関へと変更（2019）
- （品質管理）評価機関独自の品質点検、外部審議の拡大など、品質管理を強化し、品質管理協議会を通じて優秀事例と評価ノウハウを共有（2018～）
 - * 運営実態の点検結果、品質点検補完措置の内訳を公示し、品質競争体制を構築

＜価値評価体系改編＞

| | 現行 | | 改善 |
|------|--------------|---|-----------------|
| 評価項目 | IP 取引市場価格と乖離 | → | 権利性の評価に市場要素を反映 |
| 評価依頼 | 金融・投資機関及び企業 | | 金融・投資機関 |
| 品質管理 | 評価品質を事後点検 | | 事前防止及び品質競争体制を構築 |

4 民間中心の IP 評価市場の育成

□現状及び問題点

- 初期の価値評価市場は公共機関が中心だったが、最近の IP 金融拡大に伴い、民間機関の価値評価への参加が拡大する傾向にある
 - * 価値評価機関（民間）：(2014) 10 (0) → (2015) 12 (2) → (2016) 13 (3) → (2017) 15 (5) → (2018) 18 (7)
- 価値評価の需要が技保、発明振興会などの公共評価機関に偏っており、民間評価市場の成長には限界がある
 - * 民間評価機関のサービスに対する需要者の信頼度が低く、公共機関の公信力に依存する傾向がある

< 価値評価実績 (2017) >

| 区分 | 件数 (割合) |
|-------|------------|
| 技保 | 316 (61%) |
| 発明振興会 | 111 (22%) |
| その他 | 87 (17%) |
| 計 | 514 (100%) |

※民間評価機関の実績の割合 5.6%

□改善策

- (評価機関の拡大) 競争力のある民間機関を対象に価値評価機関を拡大し、価値評価市場を育成
 - (機関の多様化・特化) 様々な分野の民間評価機関に拡大し、技術分野・評価要素ごとに専門領域を特化し、多様な評価需要に対応
 - * NPE、IP サービス企業、TCB、特許法人など、多様な専門分野の評価機関に拡大
 - (金融機関の参加促進) 民間評価機関を金融機関中心に拡大し、金融機関自らが IP 金融の動力を確保するように誘導
 - * (2018) 18 (公共 11、民間 7) → (2022) 25 (金融機関を含め民間 13)
- (民間機関の参加拡大) 公共機関に価値評価支援件数が偏らないよう、民間評価機関への割当を徐々に拡大 (2018～)
 - * 民間評価機関の配分比率：(2018) 10% → (2020) 30% → (2022) 50%

＜金融機関中心の IP 価値評価機関に拡大＞

| | | | |
|----|-------------------|---|------------------|
| | 現行 | | 改善 |
| 公共 | 産銀、技保、信保 | → | 企銀などを追加 |
| 民間 | ナイス評価情報、ECREDIBLE | | 全ての都市銀行、TCBなどを追加 |

4

IP 金融拡散のためのインフラ革新

1 技術金融との関係強化

□現状及び問題点

- 「技術金融」と「IP 金融」は優秀な技術及び IP を保有する企業のための有効な資金調達的手段として活用できる
- 都市銀行による技術金融実績評価の項目は IP 金融の実績を技術金融の取扱実績に単純に合計して評価するように規定されている
 - * 都市銀行が IP 金融を追加で実行する制度的な誘引要素が不十分
 - 技術金融と IP 金融の実績はそれぞれ 83.9 兆ウォン・3,679 億ウォン（2017）と、規模面で大きな差がある
- TCB 技術評価の IP 評価項目が特許保有の有無など量的指標だけで構成されているため、技術金融の特許価値など質的評価が不十分

□改善策

- （独立指標の評価）金融委の技術金融（TECH）評価指標に、「IP 担保融資」の実績規模を独立指標として分離して別途で評価（2019）
 - * （現在）「融資供給規模」の技術信用融資の実績に IP 担保融資の実績を単純合算
 - （改善）IP 担保融資の実績を独立指標として反映し、別途で算定
- （TCB 評価の権利性反映）技術信用融資の評価項目に SMART3 などの特許価値評価システムを活用し、IP の質的評価が反映されるように支援（2019）
 - * TDB（Tech Data Base）の SMART3 の年間利用会費のさらなる減額を推進

<技術金融との関係強化改善策>

| | 現行 | 改善 |
|----------|----------------|------------------------------------|
| IP 金融の実績 | 技術金融の実績と合計して評価 | 技術金融の実績と分離し、別途の指標として評価 |
| 知的財産権の評価 | 知的財産権の保有件数 | 知的財産権の保有件数、知的財産権価値等級（SMART3 などを活用） |

2 IP 金融の専門人材育成

□現状及び問題点

- 銀行は技術評価部署を新設しているが、一般与信の審査役などは IP 金融・価値評価に対する理解度が低い
 - IP 金融を実施する金融業界における IP 専門人材不足は、資金回収などのリスク管理を不確実にしており、IP 金融拡散のネックとなっている
 - * 金融機関のうち、発明の評価機関に指定された機関は信保、技保、産業銀行など 3 機関に過ぎない
- 将来の IP 金融人材を養成し、従来の金融人材の IP 職務能力を強化して民間中心の IP 金融を内在化させる必要がある

□改善策

- (教育課程) 金融研修院、金融投資教育院、知識財産教育先導大学、ベンチャー投資教育課程などに IP 金融・価値評価に関する講座の運用を拡大
 - * 金融研修院・金融投資教育院に IP 金融・価値評価教育課程を新規開設 (2019)
 - ** 知識財産教育先導大学に IP 価値評価科目を開設 : (2018) 1 → (2022) 20
- (専門学位) 知識財産専門大学院に IP 金融・価値評価の専門学位を新設 (修士・博士) 課程 (MIP) を導入し、IP 金融の専門人材を体系的に養成 (2019)
- (VC の専門性) 弁理士など専門人材をファンド・オブ・ファンズ (特許アカウント) の運用人材として参加させるように、投資機関の選定要件を強化
 - IP 投資手法など成功事例を持続的に発掘し、投資機関間の成果を共有
 - * ベンチャー投資説明会と連携し、IP プロジェクト投資など成功事例を発掘・広報

< IP 金融専門人材の養成改善策 >

| | 現行 | 改善 |
|---------|----------------|-----------------------|
| 教育課程 | IP 金融教育課程の不在 | 関連教育機関に拡大 |
| 専門学位 | 制度なし | IP 金融・価値評価の専門学位を導入 |
| VC の専門性 | 投資機関の選定要件に含めない | 専門人材の有無を投資機関の選定要件に含める |

3 IP 支援事業との関係強化

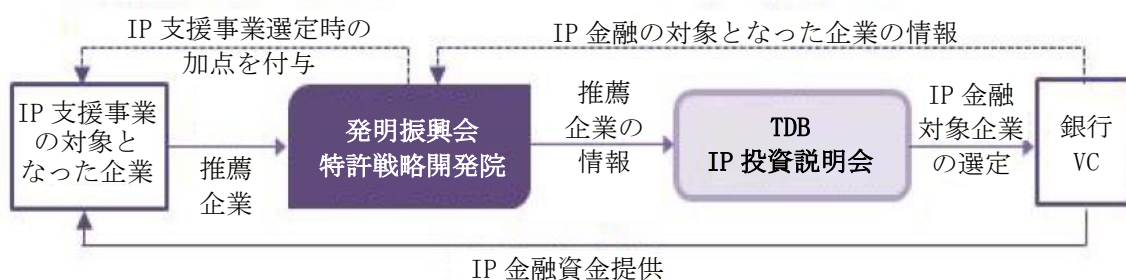
□現状及び問題点

- 金融機関と IP を保有する中小企業の間で深刻な情報の非対称が発生し、金融業界が優秀な IP 保有企業を発掘することが困難
 - * 金融業界は優秀な IP の有無に対する探索が困難であるため融資規模を縮小しようとし、企業は優秀な IP でなく脆弱な IP だけを金融対象として提供しようとする、いわゆる「レモン市場」が生まれる恐れがある
- 政府による IP サービス支援事業(*)に支えられ、中小企業が優秀な IP を創出したり、事業化につなげたりしても、その後の資金調達に苦戦する
 - * 特許庁は優秀な IP 創出・活用のために中小企業に IP-R&D など多様な IP サービスを支援
- 民間のベンチャー投資と政府の IP サービス支援事業間の相互関係が不十分
 - * これまでの政府支援のトップダウン方式から脱し、政府・民間での役割分担・関係強化が必要

□改善策

- (IP サービス支援企業) 金融機関が優秀特許保有企業を効果的に発掘できるように、IP サービス事業(*)支援企業の情報を TDB・投資説明会を通して提供(2019)
 - * グローバル IP スター企業、IP-R&D、IP 製品革新戦略、知的財産経営認証、特許技術賞など
 - 銀行、VC などは情報の非対称による不確実性を減らすことができ、政府は予算支援の成果を高めることができるため、シナジー効果が生まれる
- (IP 金融支援企業) 民間の融資・投資機関が有望な IP を保有するスタートアップを選別・投資し、政府は IP-R&D 戦略など、後続の IP 投資・サービスを支援
 - * IP 金融支援企業に対し、様々な IP 支援事業を連携・支援し、IP ファンドが後続投資

＜IP 金融と IP 支援事業の関係体系＞



4 参加機関間の協業及び広報の強化

□現状及び問題点

- IP 金融の効率的な拡散を促進するために、金融・投資機関、価値評価機関、産学協力団、政策部処など関係機関間の協力ネットワークを構築・拡大する必要がある
 - 特許庁は IP 担保融資商品を発売する銀行と業務提携を締結しているが、常時協業チャンネルが不在
 - * IP 金融を行う上で金融機関が抱える困難、障害要因などを発掘して IP 金融政策に反映し、ノウハウや試行錯誤などを共有するための常時チャンネルが必要
- IP 投資などで企業に実質的に役立った成功事例が多数あるにもかかわらず、広報不足で拡散しきれていない

□改善策

- (IP 金融協議会) IP 金融の懸案についての議論・改善策の発掘などを目的に、IP 金融の実務者を中心にした協業・疎通ネットワークを構築 (2018 上半期～)
 - * 定例的な疎通窓口として活用 (四半期ごとの開催が原則)

< IP 金融協議会の構成 >



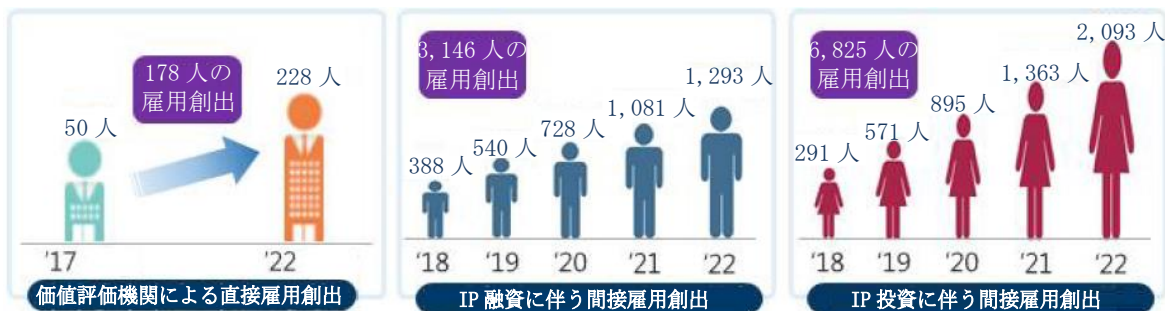
- (IP 金融フォーラム) 金融業界・産業界・学界・関連部処などの専門家が参加し、IP 金融の発展方向について摸索し、政策提言の場を提供 (2019～)
- (広報強化) 銀行連合会、金融投資協会、知的財産活用ネットワーク (IP-PLUG) と連携し、金融・投資機関で IP 金融に関する情報を交換し、広報する場を設ける
 - IP 投資、M&A、技術取引などにおける知的財産デュー・デリジェンス (IP Due Diligence) の重要性に対する認識向上及び成功事例の収集・共有
 - * IP 保有企業に対する投資前の IP 価値評価・分析の必要性、成功・失敗事例の広報
 - IP 金融の支援実績 (金利、金額) と支援効果 (雇用、売上高) に対する実態調査を実

施（毎年）及び成果の広報

- * 同時に民間による IP 金融の動力確保及び IP 金融市場の自主的成長の状況を持続的にモニタリングし、成功事例を発掘・広報

V. 期待効果

- ◇ (直接効果) IP 価値評価の人材増加で約 178 の新規雇用を創出
- ◇ (間接効果) IP 担保融資・投資拡大で約 9,243 の新規雇用を創出



※ 「2017 年雇用影響評価 (財政事業) ガイドライン」の融資事業雇用効果の算出方式準用

- (直接効果) IP 金融の拡大に伴う価値評価機関における評価人材雇用の創出

< 価値評価機関での新規雇用創出に対する直接効果 >

| 年度 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 計 |
|----------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| IP 金融規模 (億ウォン) | 3,670 | 4,500 | 7,000 | 10,000 | 15,000 | 20,000 | 56,500 |
| IP 価値評価 (件) | 654 | 741 | 1,090 | 1,600 | 2,370 | 2,960 | 8,761 |
| 評価人材需要 (人) | 50 | 57 | 84 | 124 | 183 | 228 | - |
| 新規雇用創出 (人) | - | 7 | 27 | 40 | 59 | 45 | 178 |

* 人材需要=価値評価 (件) × 1 件当たり投入人材 (5 人) × 平均投入率 (20%) × 平均投入期間 (4 週) / 52 週

* 新規雇用創出=該当年度の人材需要-前年度の人材需要

- (間接効果) IP 価値評価との連係で投資・融資を受けた中小企業における間接雇用創出

< IP 担保・保証融資に伴う雇用創出効果 >

| 年度 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 計 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| IP 担保・保証融資の規模 (億ウォン) | 3,200 | 4,450 | 6,000 | 8,910 | 10,650 | 33,210 |
| 新規雇用創出 (人) | 388 | 540 | 728 | 1,081 | 1,293 | 4,030 |

* 新規雇用創出=(IP 融資規模 ÷ 製造業 1 人雇用創出の支出額 (1.9)) × 融資寄与率 (0.23)

< IP 投資に伴う雇用創出効果 >

| 年度 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 計 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| IP 投資の規模 (億ウォン) | 1,300 | 2,550 | 4,000 | 6,090 | 9,350 | 23,290 |
| 新規雇用創出 (人) | 291 | 571 | 895 | 1,363 | 2,093 | 5,213 |

* 新規雇用創出=(IP 投資規模 ÷ 製造業 1 人雇用創出の支出額 (1.9)) × 投資寄与率 (0.43)

VI. 推進日程

| 政策課題 | 所管部処・機関 | 推進日程 |
|---|--------------------|----------|
| 1. IP 担保・保証融資の活性化 | | |
| 1-1 - ①取扱銀行の拡大 | 特許庁 | 2019～ |
| 1-1 - ②融資商品の多様化 | 特許庁、銀行 | 2019～ |
| 1-2 - ①保証優遇商品の発売 | 信保、技保、特許庁 | 2019年上半期 |
| 1-2 - ②保証・担保結合商品の発売 | 信保、技保、特許庁 | 2019年上半期 |
| 1-3 - ①回収支援機構設立の法的根拠追加 | 特許庁 | 2019年上半期 |
| 1-3 - ②回収支援機構の設立及び出損 | 特許庁、銀行 | 2019年下半期 |
| 1-4 - ①特許登録料の減免 | 特許庁 | 2019年上半期 |
| 1-4 - ②IP 担保融資の標準内規追加 | 銀行連合会 | 2019年上半期 |
| 2. IP 投資規模の拡大 | | |
| 2-1 - ①ファンド・オブ・ファンズの特許アカウント出資拡大 | 特許庁 | 2018～ |
| 2-1 - ②ファンド・オブ・ファンズ - 成長はしごファンド共同ファンド造成 | 金融委、特許庁、韓国成長金融投資運用 | 2019年上半期 |
| 2-2 - ①プロジェクト投資強化 | 特許庁 | 2018～ |
| 2-2 - ②S&LB 投資拡大 | 特許庁 | 2018～ |
| 2-3 - ①IP 資産流動化証券への投資 | 信保、特許庁 | 2019年下半期 |
| 2-4 - ①VC ファンドによる IP 所有の許容 | 特許庁 | 2019年上半期 |
| 2-4 - ②投資対象の緩和規定の改善 | 特許庁 | 2018年下半期 |
| 3. 金融フレンドリーな IP 価値評価体系の構築 | | |
| 3-1 - ①略式型価値評価モデルの導入 | 特許庁 | 2019年上半期 |
| 3-1 - ②モジュール型価値評価の拡大 | 特許庁 | 2019年上半期 |
| 3-2 - ①価値評価の予算増額 | 特許庁 | 2018～ |
| 3-2 - ②価値評価の支援拡大 | 特許庁 | 2019～ |
| 3-3 - ①価値評価の評価項目の改善 | 特許庁 | 2019年上半期 |
| 3-3 - ②品質管理体系の強化 | 特許庁 | 2018年上半期 |
| 3-4 - ①金融機関の価値評価機関指定拡大 | 特許庁 | 2019～ |
| 3-4 - ②民間価値評価機関の参加拡大 | 特許庁 | 2019～ |

| 4. IP 金融拡散のためのインフラ革新 | | |
|----------------------------------|-------------|-----------|
| 4-1 - ①技術金融の実績に IP 金融を独立指標として反映 | 金融委 | 2019 年上半期 |
| 4-1 - ②TCB 評価に権利性を反映 | 金融委 | 2019 年上半期 |
| 4-2 - ①IP 金融の教育課程拡大 | 特許庁、金融研修院など | 2019 年上半期 |
| 4-2 - ②IP 金融・価値評価の学位課程新設 | 特許庁 | 2019～ |
| 4-3 - ①IP サービス事業の支援企業情報と TDB の関係 | 金融委、特許庁 | 2018 年下半期 |
| 4-3 - ②IP 金融支援企業へ加点付与 | 特許庁 | 2019 年上半期 |
| 4-4 - ①IP 金融協議会、IP 金融フォーラムの運営 | 金融委、特許庁、銀行 | 2019 年上半期 |
| 4-4 - ②IP 金融の成功事例の発掘・拡散 | 特許庁 | 2019～ |

* 本対策に含まれる各種課題のうち、財政に関わる長期目標値については、企画財政部など、財政当局との協議を経て推進する